

福岡市障がい児保育指導委員会設置要綱

(設置)

第1条 福岡市障がい児保育事業実施要綱第2条の規定に基づき、福岡市障がい児保育指導委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について協議する。

- (1) 障がいの程度に関すること。
- (2) 障がい児保育に関する指導及び研修に関すること。
- (3) その他、障がい児保育に関すること。

(組織)

第3条 委員会の委員は25人以内とし、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 学識経験者
- (2) 福岡市社会福祉事業団心身障がい福祉センター及び療育センターのセンター長
- (3) こども総合相談センター所長
- (4) 区保健福祉センター所長
- (5) こども発達支援課長
- (6) 指導監査課長
- (7) 運営支援課長
- (8) こども総合相談センター、心身障がい福祉センター及び療育センターの専門職員
- (9) その他、障がい児保育に関する知識又は経験を有し、委員会委員長が適当と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任は妨げない。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、学識経験者のうちから、委員の互選により選出する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(委員会)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員長は、特に必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その説明または意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は運営支援課において行う。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和61年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。